

<p>1. 開会 松田補佐</p>	<p>委員の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から、「令和3年度第1回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただき、誠に有難うございます。</p> <p>私は、本審議会の事務局を担当しております、賃金室長補佐の松田と申します。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日の審議会は、今年度の委員改選後、初めての審議会となっておりますので、審議会会長が選出されるまでの間、事務局で司会進行をさせていただきます。</p> <p>まず、本審議会の委員の出席状況について、報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中15名全員の委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 局長挨拶 松田補佐</p>	<p>それでは、開会にあたりまして、労働局長より挨拶を申し上げます。</p>
<p>瀧ヶ平局長</p>	<p>長崎労働局長の瀧ヶ平でございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しいところ、本日の長崎地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、大変有難うございます。</p> <p>さて、中央最低賃金審議会におきましては、先月22日に地域別最低賃金額改定の目安について調査審議を求める旨の諮問が行われ、最低賃金改正に向けて審議がスタートしたところでございます。</p> <p>三原厚生労働副大臣は諮問に当たり、ご挨拶の中で、6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」では、賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされたこと、新型コロナウイルス感染症については、希望する全ての対象者へのワクチン接種を10月から11月にかけて終えることを目指して、全力で取り組んでいること、を説明され、「審議会におかれましては、こ</p>

うした政府の取組も視野に入れながら、より早期の全国加重平均 1,000 円の実現への第一歩となるよう、ご審議のほどよろしく願いいたします。」と発言しております。

一方、県内の経済情勢について見ますと、6月14日に日本銀行長崎支店が公表した「長崎県の金融経済概況」によりますと、県内の経済の基調判断について、「長崎県の景気は、穏やかに持ち直しているが、感染症拡大の影響から、足踏み感がみられている。」とされております。

また、先月末に公表させていただいております、令和3年6月の有効求人倍率は、4か月連続で1倍台となっており、求人が求職を上回って推移していますが、「引き続き新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視する必要がある」とし、基調判断は据え置きとさせていただいております。

このような状況の中で、地方最低賃金審議会の果たす役割は、働く方々にとってのセーフティーネットの一つである最低賃金額を決定するということであり、極めて重要な会議でございます。

厚生労働省におきましては、「働き方改革」の実現に向けた取組の一つに「賃金引上げ、労働生産性向上」を掲げ、中小企業・小規模事業者を対象とした「業務改善助成金」を始めとする最低賃金引上げに向けた様々な支援事業を行っております。

委員の皆様方におかれましては、このような最低賃金を取り巻く状況も勘案のうえ、円滑なご審議を賜りますようご協力をお願い申し上げます。

長崎県における最低賃金が決定するまでの間、委員の皆様方には多大なるご苦勞をおかけすることとは存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

松田補佐

ありがとうございました。

3. 審議会委員及び事務局について
松田補佐

次に、本年度の審議会委員、及び事務局について説明いたします。

皆様のお手元にお配りしております資料の1ページ、資料番号1の「長崎地方最低賃金審議会委員名簿」をご覧ください。

第54期の審議会委員につきましては、令和3年4月1日から任期を2年として、就任いただいておりますが、新たに4名の委員に就任いただいておりますので、紹介させていただきます。

岡田委員	<p>新任委員となりました公益代表委員の岡田委員でございます。一言、自己紹介をお願いいたします。</p> <p>皆様、おはようございます。 今ご紹介いただきました長崎大学の岡田と申します。 この仕事は初めてなものですから、色々わからないことを皆様に教えてもらうことも多いかと思っておりますけれど、今後よろしくをお願いいたします。</p>
松田補佐	<p>続きまして、労働者代表委員の種村委員でございます。一言お願いいたします。</p>
種村委員	<p>おはようございます。 連合長崎で副事務局長を務めております種村と申します。 前任の古川委員の後任ということで、労側の事務局を務めさせていただきます。不慣れですが、よろしくをお願いいたします。</p>
松田補佐	<p>同じく、労働者代表委員の加世田委員でございます。一言お願いいたします。</p>
加世田委員	<p>どうも、大変お疲れ様です。 全国一般長崎地方労働組合で書記長をしています加世田と申します。 前任の中嶋の後ということになりますけど、よろしくお願ひします。</p>
松田補佐	<p>続きまして、使用者代表委員の北原委員でございます。一言お願いいたします。</p>
北原委員	<p>皆さん、おはようございます。 長崎県経営者協会です事務局長をしております北原と申します。よろしくお願ひいたします。 新しい委員の皆様のご挨拶、色々聞きましたが、皆さん同様、私も不慣れでございますが、今後も一生懸命勉強して頑張りたいと思ひます。 よろしくお願ひいたします。</p>
松田補佐	<p>同じく使用者代表委員の橋本委員でございます。一言お願いいたします。</p>
橋本委員	<p>皆様、おはようございます。</p>

松田補佐	<p>有限会社ライフサービスの橋本弓美子です。 何もわからない状況ですけど、勉強いたしまして、しっかりお役にたてればと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。 委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけすることとなりますが、よろしくお願ひいたします。 事務局におきましても、今年度、賃金室の職員が交代しておりますので、改めて事務局の紹介をいたします。 中央が、挨拶をいたしました労働局長の瀧ヶ平です。</p>
瀧ヶ平局長	瀧ヶ平です。よろしくお願ひします。
松田補佐	隣が、労働基準部長の村木です。
村木部長	村木と申します。よろしくお願ひいたします。
松田補佐	皆様から見られて一番左手が、賃金室長の平野です。
平野室長	平野です。よろしくお願ひいたします。
松田補佐	私の隣が、専門監督官の松浦です。
松浦専門官	松浦です。よろしくお願ひします。
松田補佐	<p>それと、私、賃金室長補佐の松田です。 以上のメンバーで、本年度の最低賃金審議会の円滑な議事運営に努めてまいります。よろしくお願ひいたします。</p>
4. 会長・会長代理の選出	
松田補佐	<p>それでは、長崎地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出に移ります。</p> <p>会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」ことと規定されており、また、その任期は2年間となります。</p> <p>長崎におきましては、従前から、公益委員案を全体にお諮りする方法により、選出いただいているところでございますが、本年度におき</p>

各委員	<p>ましても、この取扱いでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
松田補佐	<p>それでは、本年度の長崎地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選出につきまして、公益委員の検討結果を、林委員よりご報告いただきたいと思います。</p>
林委員	<p>はい、ご報告申し上げます。</p> <p>本件につきましては、事前に調整を行わせていただいた結果、次の通り、公益委員（案）として、合意しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>第54期長崎地方最低賃金審議会会長に松本委員を、会長代理に三浦委員をそれぞれ選出いたします。</p> <p>以上ご報告申し上げます。</p>
松田補佐	<p>ただ今、林委員より第54期長崎地方最低賃金審議会会長に松本委員、会長代理に三浦委員を選出することについて、公益委員案の提示がございました。</p> <p>労働者代表委員、使用者代表委員の皆様方いかがでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
松田補佐	<p>ご異議がないようですので、長崎地方最低賃金審議会の会長に松本委員を、会長代理に三浦委員を選出することにつきまして、ご了承いただいたことを報告いたします。</p> <p>それでは、松本会長にご挨拶をいただきまして、この後の議事の進行をお願いいたします。</p>
松本会長	<p>ただ今、会長に選出いただきました、松本でございます。</p> <p>会長代理には、三浦委員が推薦されました。</p> <p>三浦委員には補助をいただきながら、任期を務めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>皆様ご承知のとおり、昨年度は、コロナ禍の中、中央最低賃金審議会による引上げ額の目安が示されないという状況での審議となりましたが、長崎県下の経済状況等をもとに、地域別最低賃金を3円引上げて、793円と決定したところでございます。</p> <p>本年度におきましても、中小零細事業者の経営実態や長崎県の経済情</p>

<p>5. 議題 （1）長崎県最低賃金の改正諮問について</p>	<p>勢の動向を注視していく中での審議会運営となりますけれども、委員の皆様のご協力をいただきまして、長崎県最低賃金の早期発効に向け、円滑な審議会運営に力を尽くしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>松本会長</p>	<p>それでは早速、議題に入ります。 最初の議題は、「長崎県最低賃金の改正諮問について」でございます。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>賃金室長の平野です。よろしくお願い致します。 長崎県最低賃金の改正諮問につきましては、中央最低賃金審議会での目安諮問を踏まえまして、最低賃金法第9条に定める三原則の観点についても総合的に勘案しつつ、長崎県内における経済情勢等も考慮したご審議をお願いすることとして、労働局長から改正の諮問を行いたいと存じます。 それでは、中央でお願いいたします。 <局長及び会長、中央へ></p>
<p>瀧ヶ平局長</p>	<p>地方最低賃金審議会松本殿 最低賃金の改正決定について（諮問） 最低賃金法第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した、貴会の調査審議をお願いします。 よろしくお願い致します。</p>
<p>平野室長</p>	<p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方にお配りします。ご確認をお願いいたします。 <諮問文の写しを各委員へ配布></p>
<p>松本会長</p>	<p>ただ今、配布されました諮問文を確認されまして、何かお気づきの点やご意見等はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>

<p>松本会長</p> <p>（2）長崎県最低賃金専門部会の設置等について</p> <p>①専門部会の設置について</p> <p>松本会長</p>	<p>ございませんか。</p>
<p>松本会長</p>	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>次の議題は、「専門部会の設置について」でございます。</p> <p>ただ今、局長から当審議会に対しまして、長崎県最低賃金の改正についての諮問がございました。</p> <p>長崎県最低賃金の改正審議に当たりましては、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置することが義務付けられておりますので、事務局におきまして、労・使各側の専門部会委員の任命について、所要の手続きをとっていく必要があります。</p> <p>そこで、労・使双方から専門部会委員の候補者の推薦をいただくこととなりますが、その推薦の期日等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>それでは、「専門部会の関係労働者を代表する委員、及び関係使用者を代表する委員の候補者の推薦に係る公示」につきまして、説明いたします。</p> <p>専門部会の労働者代表委員、並びに使用者代表委員の候補者の推薦につきましては、本日から7月20日までの間、候補者の推薦を求める公示を行うこととしております。</p> <p>本審議会が終了後、長崎労働局掲示板及びホームページにて周知いたします。</p> <p>候補者の推薦書等諸様式は、ホームページに掲載しますので、ご活用をお願いいたします。</p>
<p>松本会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の、事務局から説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問なし></p>

松本会長	ございませんか。
② 専門部会の決議について	
松本会長	ご質問がないようですので、続いての議題は、「専門部会の決議について」でございます。
	「最低賃金審議会令」の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされておりますが、当審議会といたしましては、例年、「地域別の最低賃金につきましては、第6条5項を適用しない。」こととしているところでございます。
	本年度におきましても、同様の扱いをしていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
各委員	<異議なし>
松本会長	異議ございませんか。
	異議がないようですので、地域別最低賃金につきましても、専門部会での決議が全会一致となった場合であっても、それをもって審議会の決議とはせず、本審議会において決議することとします。
(3) 参考人の意見聴取について	
松本会長	続きまして、「関係労働者又は関係使用者の意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。
平野室長	長崎県最低賃金改正諮問後の関係労働者、又は関係使用者の意見聴取手続につきましては、最賃法第25条第5項、及び施行規則第11条第1項により、「意見聴取について」並びに「意見書の提出について」の公示が義務付けられております。
	長崎地方最低賃金審議会におきましては、例年早期発効を目指す迅速な審議会の運営のため、関係労働者及び関係使用者の意見聴取について、提出された関係労使の意見書に加え、審議会の場で意見を述べることを希望する長崎県労働組合総連合のみ、会議への出席をしていただいて意見聴取を行ってきたところです。
	事務局としましては、今年度も同様に提出された関係労使の意見書を基本とし、審議会の場で意見を述べることを強く希望する者がいた場合

	<p>には、昨年度と同様の方法等により、参考人の意見聴取を行うようにしたいと考えておりますが、そのような取扱いでよろしいか審議をお願いいたします。</p>
松本会長	<p>ただ今、参考人の意見聴取につきまして、事務局から説明がありましたが、今年の参考人の意見聴取の方法等について、ご意見がございますでしょうか。</p> <p>労使双方についてお尋ねしたほうがよろしいかと思っておりますので、まず、労側からのご意見を種村委員からお願いできますか。</p>
種村委員	<p>労側としましては、申し出があった場合については、お話をお聞きしたいと考えております。以上です。</p>
松本会長	<p>労側の他の委員の方、他にご意見はございませんか。</p>
労側委員	<p>はい。</p>
松本会長	<p>それでは、使用者側、岩根委員はいかがでしょう。</p>
岩根委員	<p>はい、使用者側も先ほどの種村委員の発言と一緒に、申し出がなされた場合にはお聞きするというスタンスであります。</p>
松本会長	<p>他の使用者側委員の方、ご意見特段ございませんか。</p>
使側委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>それでは、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係団体から意見書の提出、並びに意見陳述の要望がなされた場合は、その必要があるものとして、第2回本審において参考人意見聴取を実施する予定とさせていただきます。</p> <p>なお、最低賃金法第25条第6項の規定には、関係労使以外の者、例えば産業事情や経済事情に精通した学識者等からの意見を聴くこともできるとありますので、最低賃金の決定によって実際に影響を受けることとなる関係者の意向反映や実態把握が十全になされるよう、当該意見聴取について必要と認められる場合には、ご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>引き続き長崎県最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取に関する公示について、説明をお願いします。</p>

<p>平野室長</p> <p>(4) 審議日程等について</p> <p>松本会長</p>	<p>長崎県最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取、意見書の提出につきましては、本日から7月20日までの間、公示を行いまして、広くご意見を求めることにいたします。</p> <p>関係労使より意見書が提出されましたら、次回審議会の開催前に、各委員の皆様方に配布したいと考えております。</p>
<p>平野室長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次の議題は、「審議日程等について」でございます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>中央最低賃金審議会におきましては、6月22日に諮問が行われ、現在、目安小委員会が開催されているところですが、7月中旬には目安答申がなされる予定となっております。</p> <p>長崎におきましては、3ページ、資料番号2-1「令和3年度 長崎地方最低賃金審議会日程表（案）」にございますとおり、8月2日（月）に第2回本審を開催して、中央最低賃金審議会の目安伝達等を行い、本審終了後、引き続き、第1回目の最低賃金専門部会を開催して、部会長並びに部会長代理の選任後、実質的な審議を行っていただきたいと考えております。</p> <p>労側・使側、それぞれの基本的な考え方、金額の提示等につきましても、準備いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>尚、日程表には時間を記入しておりませんが、8月2日の第2回本審は、13:30の開催を予定しております。</p> <p>中賃での目安答申が出ましたら、速やかに皆様方に電子メールにてお知らせいたします。</p> <p>開催日程案では、第2回の専門部会を8月5日（木）、第3回の専門部会を8月6日（金）と、3回の専門部会を予定しておりますが、8月9日を中心とした原爆関連行事を考慮し、予備日をそれぞれ11日、12日としております。</p> <p>結審と発効の関連については5ページの資料番号2-2「地域別最低賃金審議会（本審・部会）開催日程（案）」をご覧ください。</p> <p>8月6日の専門部会で結審し、同日の本審にて答申となった場合は、スケジュール上では、8月24日に異議審という日程になり、法定発効日は10月2日になります。</p> <p>8月11日の部会にて決定した場合は、同日に本審が開催できれば、8月27日に異議審となり、法定発効日は10月7日というスケジュールになります。</p>

資料番号2-1に戻りまして、特定最低賃金の改正につきまして説明いたします。

令和3年2月1日に3業種の関係労働団体から「意向表明」がありまして、6月29日に電子、7月1日にはん用及び船舶に係る申出書がそれぞれ提出されております。

申出書の内容につきましては、精査をいたしまして、要件を満たしていると判断されましたら、8月2日の第2回本審におきまして、局長から改正の必要性の有無について、諮問をさせていただき予定にしております。

その後、9月3日に開催予定の第5回本審におきまして、参考人意見聴取を行い、「改正の必要性有り」の答申をいただいた場合、最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、専門部会の設置が必要になりますので、労使それぞれの団体より、各特定産別の専門部会委員の推薦をいただくための公示を行いまして、9月末には第1回合同部会を開催したいと考えております。

労使の委員の皆様方におかれましては、参考人意見聴取の人選につきましても、事前に日程調整等をよろしく願いいたします。

特に、9月以降は、例年の特定最低賃金の審議日程を踏まえた日程調整を行いたいと考えておりまして、年内発効となるように、できるだけ早めのスケジュールを組みたいと考えております。

各委員の皆様方におかれましては、開催日程案に沿った、日程の確保、調整を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、お配りしました、「令和3年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）」の説明をいたします。資料は番号2-3、7ページです。

長崎では、例年、第1回本審において、当年度の円滑な審議会運営のために、公労使各委員で申し合わせている事項がございます。

内容としましては、最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように、「審議の促進に努める」「関係労使の意見を十分把握するように努める」「専門部会において全会一致の結論が得られるように努力する」などがございます。

また、特定最低賃金の審議におきましても「専門部会で全会一致の結論が得られるよう努力する」というものでございます。

本年度もこの内容でよろしいでしょうか。

松本会長

ただ今、事務局から「令和3年度長崎地方最低賃金審議会日程表（案）」及び「令和3年度長崎地方最低賃金審議会の運営（案）」についての説明がございました。これにつきまして、何かご意見、ご質問等は

各委員	<p>ございましたらよろしく申し上げます。</p> <p><質問なし></p>
松本会長	<p>よろしいでしょうか。それでは、こういうことで行きたいと思います。</p> <p>令和3年度の「長崎地方最低賃金審議会日程表（案）」、及び「令和3年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）」は、了承することとし、本年度も公労使、例年同様の申し合わせをすることとします。</p> <p>審議日程の関係ですが、事務局より、8月初めから8月10日頃にかけて、第2回本審、第1回～第3回、および第5回の専門部会、第3回本審が連続して開催される日程の説明がありました。</p> <p>まだ、専門部会の委員も決定していない段階ですが、長崎県最低賃金の早期発効ということで、皆様のご協力をお願いいたします。</p>
<p>(5) 長崎地方最低賃金審議会運営規程、長崎県最低賃金専門部会運営規程及び長崎県特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程の改正について</p> <p>松本会長</p>	<p>次に、「(5) 長崎地方最低賃金審議会運営規程、長崎県最低賃金専門部会運営規程及び長崎県特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程の改正について」に関しまして、事務局からお願いいたします。</p>
平野室長	<p>はい。長崎地方最低賃金審議会運営規程及びそれぞれの専門部会の運営規程の改正について説明いたします。</p> <p>改正はオンライン規定の追加と会議の議事録に関する署名の廃止、及び会議資料の非公開規定の3点となります。</p> <p>資料番号3-1、同じく3-2、11ページをご覧ください。</p> <p>資料3-3から3-6は専門部会にかかる規程ですが、内容は同一となっております。</p> <p>まず、オンライン規定についてですが、運営規程第4条及び専門部会運営規程第5条、見出しは「委員の欠席」となっています。</p> <p>ここに「テレビ会議システムを利用することによって、会議に出席す</p>

ることができる」こと、「テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は審議会令に規定する会議への出席に含めるものとする」との内容を追加する案となっております。

今般の新型コロナウイルス感染症への対策として、オンラインを活用した各種会議や打合せ等が一般的に実施されており、長崎地方最低賃金審議会においても、参集が困難な状況において、緊急の審議が必要となった場合に、より柔軟に会議を開催することができることとするものです。

次に議事録に関する署名の廃止についてです。

現行の運営規程第7条及び専門部会運営規程第8条には「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。」「議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。」と規定されておりますが、署名に関する記述を削除し、単に「会議の議事については、議事録を作成する。」に改正する案となっております。

署名廃止については、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」により、書面規制、押印、対面規制の見直しの方向性が示され、法令等において押印又は対面を求めている手続きについて検討の結果によるペーパーレス化の流れを踏まえた見直しを行うものです。

一方で、議事録の作成に当たっては、その信頼性を担保するため、確認をしていただくことが必要と考えており、その方法についてもご検討をお願いいたします。

確認の方法は、出席された委員や発言があった委員全員に確認していただくという方法も考えられますが、事務局案としましては、従来の方法を踏襲し、会長と会長の指名する労使委員の3名に確認していただく方法をお願いしたいと考えています。

具体的な要領としましては、事務局にて作成しました議事録の素案を、会長ほかご指名の労使各委員にメールで送信いたしますので、内容の確認をしていただき、その結果を返信していただきます。

誤りや不備な点をご指摘いただいた場合は、事務局で確認の上、訂正し、各委員に再確認していただいた上で正式な議事録として完成させます。

議事録の成立経緯を裏付ける資料としては、メールの送受信記録が残りますので、これを残しておくことで真正性が確保できるものと考えております。

議事録は、審議会ないし専門部会として、あるいはその責任において「作成する」ということとなりますので、その前提として、「作成する」時点で既に内容の確認は終わっているということとなります。

したがって、事務局としましては、「会議の議事については、議事

	<p>録を作成する。」という条文は、そこに至る作業全体を指しており、また、作成までの経緯がすべて包括されているものと解釈しており、あえて確認作業やその方法などについての文言は挿入していません。</p> <p>なお、今年の3月には長崎地方労働審議会、5月には中央最低賃金審議会の運営規程でも同様の改正がなされており、いずれも文言は「議事については、議事録を作成する。」とされています。</p> <p>また、運営規程第7条第2項及び専門部会運営規程第8条第2項の改正案ですが、会議資料の取扱いについて、非公開とする場合の規定がなかったことから追加するものです。</p> <p>以上の改正案につきまして、ご確認、ご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から説明のありました長崎地方最低賃金審議会運営規程の改正についてですが、ご質問等はございませんか。</p> <p>このような形での改正、また事務局の解釈ということで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
松本会長	<p>それでは、異議がございませんでしたので、議事録について、事務局案は、これまで通り会長と会長の指名する労使委員の3名で確認するという方法ですが、この点についてもよろしいでしょうか。</p> <p>従前どおりということになります。</p>
各委員	<異議なし>
松本会長	<p>これも異議ないものといたします。</p> <p>それでは、改正案については了承することとし、議事録の確認については、会長と会長の指名する労使委員の3名で確認することといたします。</p> <p>早速、本日の会議の議事録の確認でございますが、公益委員は私、労働者側委員は種村委員、使用者側委員は岩根委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
(6) その他	
松本会長	次に、「(6) その他」に関しまして、事務局からお願いいたします。
平野室長	昨年度から本審の議事録と会議資料を長崎労働局のホームページで公開しているところですが、この経緯についての説明と、あわせまして、

審議会の公開、非公開の運用につきまして、改めて整理して説明いたします。

平成11年4月27日に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」に基づき、厚生労働省が所管する審議会について整理合理化が行われました。

この際に、審議会等の運営の改善についても指針が示されております。

指針では、審議会等の委員の氏名等については公表すること、会議及び議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保すること、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合は、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする、とされ、さらに、議事録及び議事要旨を公開するに当たっては、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする、と示されています。

長崎地方最低賃金審議会の公開につきましては、この閣議決定に基づき実施してきたところであり、本審は原則公開とし、専門部会に関しましては、率直な意見交換や、意思決定の中立性の担保といった観点から、原則非公開として取り扱ってまいりました。

審議会を非公開とできるのは、「審議会運営規程第6条、第7条」による個人情報の保護に支障を及ぼす恐れのある場合等に限られるため、参考人意見聴取や事業場視察などが該当するということになります。

また、議事録と会議資料についての公開方法については、改めて、「一般の閲覧等の利用に供するほか、都道府県労働局のホームページに電子媒体を掲載すること」とされたことから、令和2年度以降に開催された本審について、その議事録と会議資料を長崎労働局のホームページでも公開しているという経過です。

本審の議事録では、発言者の氏名も公開の対象となりますので、公開済みの議事録では発言者のお名前も出ております。

専門部会につきましては、具体的な金額審議が行われることもあり、率直な意見交換や意思決定の中立性を担保するため、会議、議事録については、引き続き非公開の予定とし、その場合、会議資料と議事要旨を公開する取扱いとなります。

以上について整理しますと、本審については参考人意見聴取や事業場視察、審議会運営規程第6条、第7条の但し書きで「会長が非公開とすることができる」とした会議以外は原則公開、専門部会についてはこれまでどおり非公開予定とし、議事録と会議資料については原則公開となりますが、非公開とした本審と専門部会は、議事録は非公開とし、議事要旨を公開する。

審議会の公開、非公開につきましては、今年度もこのような運用で行っ

松本会長	<p>てまいりたいと思いますので、ご承諾いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、第1回の専門部会は非公開で開催する予定としていますが、部長が決まった時点で改めて決定いただくことにしたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明のありました審議会の公開、非公開につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>ちょっとややこしいと思いますので、ご質問等ありましたら、ご遠慮なくどうぞ。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
岩根委員	<p>一点、確認というか、希望というか、現状も含めてお聞きしたい。</p> <p>審議会を公開することについて、基本的に反対ではありませんが、昨今SNS等で、インターネット上の情報を、悪意を持って拡散する者がいます。</p> <p>そういう状況では、我々も不用意な発言というのがなかなかしづらい。</p> <p>不用意な発言をすること自体がまずいことだろうとは思いますが、そう思うこと自体が、逆に正しいというか、発言したい者も発言しなくなる、という両面性を持っていると思います。</p> <p>公開することのプラスと、公開することによって出るマイナスの要素があるのではないか。</p> <p>その点について、最低賃金法は違反すると罰則のある法律ですので、特に我々使用者側委員としては、立場上、相当な責任をもってやっていると自負しています。</p> <p>そういうのも含めて、最賃審の議事録をホームページに掲載することにより、我々の主張が悪意を持って個人攻撃的となるようSNS等の発信に使われて被害を受けた場合、この法律を所掌する厚労省はどのような対応をするのか、現時点で何かあればお聞かせ願いたい。</p> <p>それからもし、現時点で答えづらいということであっても、このような発言があったことについては本省にお伝えいただきたい。</p>
瀧ヶ平局長	<p>使用者側の委員の先生からお話がありましたとおり、今、何ができるのかわからないところが確かにあります。</p> <p>現時点では情報を把握しておりませんので、最賃審議会において、そういうご意見があったことについて本省に報告するとともに、加えて何かそういったことに関する情報がないか確認しておきたいと思います。</p>

岩根委員	<p>敢えて今の発言をしたのは、従来も申し上げてはいますが、現在の地方の最低賃金審議のやり方が3要素を考慮しない最賃法違反になるような引上げをしているのではないかと、我々使用者側は強く思っている。</p> <p>そういう中でさらに発言を求められ、されにそれが公開される。それに対するリスク。</p> <p>例えば5年前までの、ほぼ法令に沿った、手順に沿った審議の仕方であれば問題はなく、その範囲でやればいいんですけど、「その他の事情」とか、そういうものを重視するような審議が行われるようになった状態で、さらに発言をちゃんとやっていかないといけない、そういうところに対して非常に危惧を持っているところでございます。</p> <p>是非その点については、今まで何も無かったからということではなくて、今後どんどん出てくる可能性は非常に高いと思っていますので、この点、本省の方には是非お伝えいただきたいと考えています。</p>
松本会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ほかの委員の方からご質問ございますか。ございませんか。</p> <p>では、ご意見も出ましたが、審議会の公開非公開について、今回事務局の説明のとおりとすることで、ご異議なしと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>岩根委員のご意見は事務局側にも十分伝わったと思いますので、今回のこの点についてはご異議なしということにしたいと思います。</p> <p>次に、配布資料について事務局より説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>それでは、議題で説明した資料以外の資料について説明させていただきます。</p> <p>資料の目次をご覧ください。</p> <p>資料番号4、資料番号5は、日本銀行長崎支店及び財務省福岡財務支局長崎財務事務所が発表している長崎県の経済関係情報でございます。</p> <p>資料番号6-1は「長崎県の雇用失業情勢」、6-2は「職業安定業務月報ながさき」、6-3は「職種別 有効求人・有効求職の状況」、資料番号7は、長崎県県民生活環境部統計課作成の「長崎県の賃金・雇用の動き」、資料番号8は、「令和3年度 春季賃上げ妥結状況」となっております。</p> <p>また、別冊としまして、6月22日に開催されました、目安に関する小委員会におきまして、厚生労働省から提出された資料を添付しております。</p> <p>資料No.1は、「主要統計資料」です。</p>

この資料の「全国統計資料編」には、GDP等の「主要指標の推移」、「賃金・労働時間の推移」、「都道府県統計資料編」には、1人当たりの県民所得・標準生計費・高卒初任給等の「各種関連指標」、「消費者物価指数等の推移」、「労働者数の推移」などが掲載されております。

資料No.2は、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」の関係部分を抜粋した資料、資料No.3も「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の関係箇所を抜粋した資料となっております。

この他、資料No.4は「新型コロナウイルス感染症関係資料」ですが、ここに「経済・雇用指標等」として「世界経済・日本経済の見通し」や「令和3年度政府経済見通しの概要」等が掲載されています。

資料No.5は目安に関する小委員会の「今後の予定（案）」となっております。

参考資料はNo.1からNo.3まであり、それぞれ「目安制度の在り方に関する全員協議会における労使からの追加要望資料」、「諸外国の最低賃金の状況・報告書」、「最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理」と題する各種資料となっております。

このほか、新任の委員以外の委員の皆様には、「令和3年度最低賃金決定要覧」をお配りしております。

最後に、7月1日に開催された「第2回目安に関する小委員会」におきまして厚生労働省から提出された「令和3年賃金改定状況調査結果」を追加資料として添付しております。

右上に「資料No.1」と表示された資料です。

この資料の6ページ、「第4表①」をご覧ください。

ここに労働者の1時間当たり賃金額について、前年6月1日と当年6月1日を比較した賃金上昇率が出ています。

表の左上にある「男女計」のDランクの賃金上昇率を見ますと、令和3年が0.4%、令和2年が0.9%となっております。

これらの資料につきましては、今後の審議の参考として、ご活用いただきますようお願いいたします。以上でございます。

松本会長

ありがとうございました。ただ今資料について事務局からご説明いただきました。ほかの点につきまして、事務局からございますでしょうか。

平野室長

ございません。

松本会長

それでは、先程、事務局から説明がありましたとおり、次回の第2回審議会本審は、令和3年8月2日（月）13:30から、この会議室にて開催

します。

また、終了後、引き続き第1回専門部会を開催しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで閉会とします。

お疲れ様でした。